

用途ごとの規制（車両の停車場、自動車車庫・駐車場）

1 指定場所において禁止される行為

指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
車両の停車場	公衆の出入りする部分※1		—	—	禁止
自動車車庫・駐車場	駐車のために供する部分※2		—	—	禁止

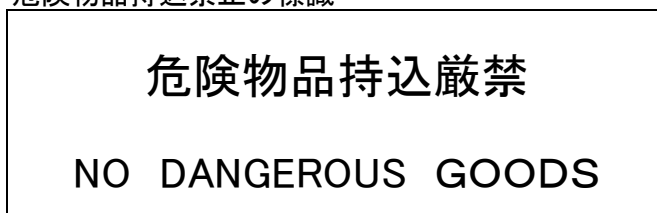
※1 旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が利用する部分とする。

※2 駐車スペースとそれに面する通路の部分とし、当該部分の床面積が、地下又は2階以上の階にあっては200㎡以上、1階にあっては500㎡以上、屋上にあっては300㎡以上の部分とする。（車両の燃料タンク内の燃料については、規制対象からは除く。）

2 標識の設置箇所

指定場所	標識	設置箇所
車両の停車場、自動車車庫・駐車場	危険物品持込厳禁	入場者、利用者用の入口

危険物品持込禁止の標識



形状：長方形
 短辺：25cm以上
 長辺：50cm以上
 地：赤
 文字：白

3 解除承認の可否

指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
車両の停車場	公衆の出入りする部分		—	—	可
自動車車庫・駐車場	駐車のために供する部分		—	—	可